

令和5年12月7日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	染 川	康 輔
事 務 局 長 補 佐	中 島	圭 太
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
総	務	川	原	逸	生
市民部長兼福祉事務	所長	岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建	設	山	浦	康	則
会	計	幸	尾	か	おる
総	務	白	仁	田	和
総務課参事兼選挙管理委員会事務局	長	寺	岡	弘	樹
人権・同和対策課	長	中	尾	美	佐子
企	画	山	口	徹	也
財政調整監兼企画財政課参事		村	田	秀	哲
企画調整監兼DX推進室	長	松	丸	環	大
市	民	山	崎	智	香子
税	務	田	中	美	穂
保	険	広	瀬	義	樹
福	祉	高	本	智	子
産	業	三	ヶ	正	和
商	工	山	口		洋
農	林	江	島	裕	臣
農業委員会事務局	長	高	本	将	行
建	設	田	代		章
建	設	橋	本	昌	徳
都	市	堀		正	和
下	水	山	口	秀	樹
下	水	橋	川	宜	明
ゼロカーボンシティ推進課	長	中	村	祐	介
水	道	中	村	浩	一郎
教育次長兼教育総務課	長	江	頭	憲	和
生涯学習課長兼中央公民館	長	嶋	江	克	彰
生涯学習課	参	藤	家		隆

---

令和5年12月7日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第63号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第47号 鹿島市下水道事業審議会条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第4 議案第48号 鹿島市空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第49号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第50号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第51号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第52号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第53号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について  
(一括質疑、一括討論、採決)
- 日程第7 議案第54号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第62号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。染川事務局長。

○議会事務局長（染川康輔君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案2件の追加提案がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付しております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

##### ○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第62号及び議案第63号の2議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。松尾市長。

##### ○市長（松尾勝利君）

おはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただき厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案する議案は、条例改正1件、補正予算1件の計2件です。

まず、議案第62号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方税法等の一部改正に伴い、出産時における国民健康保険税の減額措置を行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第63号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算に伴う増額について計上しており、予算の総額に290,700千円を追加し、補正後の総額を17,312,177千円とするものです。

歳入においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、ふるさと納税基金繰入金を計上し、歳出においては、物価高騰対応重点支援事業として、民生費で住民税非課税世帯に70千円の給付金を給付する物価高騰対策給付金給付事業を、商工費で物価高騰に伴う商品券追加配布事業を計上いたします。

以上、追加提案する議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

##### ○議長（徳村博紀君）

お諮りいたします。議案第62号及び議案第63号の2議案を会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（徳村博紀君）

異議ないものと認めます。よって、議案第62号及び議案第63号の2議案は、委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第2 議案第63号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2．議案第63号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、議案第63号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

今回の補正は、緊急な対応が必要なものについて追加提案するものでございます。

議案書（その2）は、5ページとなっております。

本案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

補正予算書と議案説明資料（その2）で御説明いたしますので、御準備をお願いします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に290,700千円を追加し、補正後の予算の総額を17,312,177千円とするものでございます。

翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。

2ページから3ページは、今回補正の集計表となっております。

4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正は、諸般の事情で予算を令和6年度に繰り越して執行する繰越明許費でございます。

物価高騰に伴う商品券追加配布事業を令和6年度に繰り越して執行する予定といたしております。繰越理由等は議案説明資料（その2）11ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

5ページから6ページは、今回補正の事項別明細書でございます。

7ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料（その2）により説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案説明資料の6ページから8ページまでは、歳入歳出予算の増減比較表となっておりますので、説明は省略いたします。

9ページをお願いします。

歳入では、ナンバー1の総務管理費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、273,163千円を計上いたしております。

ナンバー2の基金繰入金は、ふるさと納税基金繰入金で17,537千円を増額いたしております。

10ページをお願いします。

歳出では、ナンバー1の物価高騰対策給付金給付事業は、物価高騰等に直面する住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり70千円の物価高騰対策給付金を給付する経費として194,000千円を計上いたしております。

ナンバー2の物価高騰に伴う商品券追加配布事業は、物価高騰などの影響を受ける市民の皆様の生活を支援するため、市内店舗等で利用できる商品券「かしまを元気に！まるごと応援券」3千円分を市民の皆様全員へ追加配付する経費として96,700千円を計上いたしております。

11ページをお願いします。

翌年度に繰り越す繰越明許費の財源内訳と繰越理由の一覧です。

物価高騰に伴う商品券追加配布事業の96,700千円を令和6年度に繰り越す予定といたしております。

12ページをお願いします。

今回補正後の積立基金の状況を表したものでございますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

**○12番（伊東 茂君）**

おはようございます。12番議員の伊東です。何点か質問させていただきます。

今回の追加補正は、物価高騰対策ということで国が緊急的に打ち出したものです。その中で、住民税非課税世帯への70千円給付、それと、本市が考える「まるごと応援券」を来年2月以降に配付するという事業が盛り込まれております。

市長にちょっとお願いしたいのが、先ほど私は全員協議会でも言いましたけど、住民税の非課税世帯、鹿島市の場合、約2,700世帯、ここに70千円の給付、これは国が打ち出したことですから、それはそれとして、やはり住民税の非課税世帯ぎりぎりのところ、非課税にはなっていないけど厳しい世帯はいっぱいあるわけです。

また、物価高騰にあおりを受けているのは全国民であり、全市民なんです。そういうことを踏まえると、やはり市長にお願いをしたいのが、県内の市長会であったり、全国市長会のほうに意見を出していただきたい。

もちろん住民税の非課税世帯に70千円というのは手厚い国の方針だろうとは思いますが。しかし、何度も言いますが、それ以外の世帯も厳しい世帯はその何十倍とあるわけですね。そう考えると、やはりそこが私は腑に落ちない。これを市長にお願いしたいのですが、御答弁をお願いします。

**○議長（徳村博紀君）**

松尾市長。

**○市長（松尾勝利君）**

今回、物価高騰対策として国のほうから給付事業があっております。さっきおっしゃったように、非課税世帯に70千円の給付をやるということと、もう一つ、課税世帯にも所得税の30千円、それから、個人住民税10千円をそれぞれ減額するという措置がございます。そういうことを、いろんな意味で国民の皆さん、市民の皆さんが困っておられるということに対して、国からの支援もあっておりますので、今回は住民税の非課税世帯に対してこういう措置を取るということです。

今おっしゃったように、市長会等で国のほうにいろんなことを今申し上げて我々も提言をいたしております。1つは、給食費の無料化などは、やっぱりそれぞれの自治体で差があってはならないと、こういうことも国のほうに申し上げて、これはぜひ国のほうで措置をしてくださいとか、あと、非課税世帯、所得世帯でいろんな差が出てきてはならないということは議員おっしゃるとおりですので、そういう中で今回我々が、国からの措置に従って「まるごと応援券」という形で市民全体に対して、皆さん方で使っていただき、市民の消費喚起を促すという事業をやっておりますので、議員がおっしゃったように、いろんな場で、市長という立場ですので、国のほうへいろんな提言を申し上げる場がございます。ぜひ私たちが市民の皆さんの思いを受け止めて対応していきたいというふうに思っております。

**○議長（徳村博紀君）**

12番伊東茂議員。

**○12番（伊東 茂君）**

市長ありがとうございます。もちろん議会でも国に対して様々な意見書であったり、そういうふうな要望書等は出します。しかし、自治体の首長とか、県の知事であったりとか、そういうふうな意見のほうの方がやはり強いと思うんですよ。特に全国市長会となれば、全国の自治体の首長が集まるところ、そこからの意見であり提言であるわけですから、重みが違います。ぜひともお願いをしたいと思えます。

市長がおっしゃったように、給食費を例に取り上げられましたけど、自治体で差があり過ぎるんですね。今回、私、この後の一般質問でも質問の中に入れますけど、行ってきた行政視察の中で、もうすごいです。全国1位の都城市も行ってきました。そしてもう一つ、市民サービス、子育て支援をしている兵庫県加西市というところ、そこなんかは63億円のふるさと納税です。その半分が使えるんですね。そういうふうなところは手厚い市民サービスしております。

もちろん鹿島市も一生懸命頑張っていただいていますけど、それができない自治体もやっぱりあるわけですね。そこに各自治体で差があっては、市長がおっしゃるとおりに私はおかしいと思えます。同じように税金を払ってやっている、生活をされている国民、市民の皆さんに、そこの辺りを市長からもいろんな会議の場で発言をする機会があればお願いをしたいと

思います。

あともう一つ、11月末までで終わりました応援券、市民一人に3千円という応援券が出たと思います。これをまた来年の春、3月から4月にかけて年度替わりということでいろいろ出費がかさむこともあるだろうということで、そういうふうな提案をしていただきました。それは本当にありがたいことです。そう思っております。

ただ、先ほどの全員協議会の中でも議員の中から意見があったように、前回の「まるごと応援券」の換金率が11月30日までに89%、あと11%は換金をされていないというところ、ここの辺りももったいないと言えどもったいない。だから、そこの辺りもまた考えていただきたいということと、もう一つ、今回11月までに配付された券の所有者というか、消費者からの意見としては、できるならば500円の券を2枚だけでもいいから入れていただけないだろうか。この応援券はコンビニでも使えるんですけど、コンビニで1千円というのにちょっと考えてしまうと、これはお釣りが出ませんから。そういうふうな意見がありました。

また、地元の商店街、地元で使える金額、そして、チェーンストア、スーパー等で使える金額、差があります。これは私は消費喚起策としては当然だろうと思っています。地元を優先して、もし3千円だったら2千円を地元で使える、あと1千円をチェーンストアで使える、それがいいのではないかなと思っています。

ただもう一つ、今回、今まで応援券とか、「助かつ券」とか、ずっとやってきて、スーパーの中で使える店が減ってきているという意見をよく聞きます。それももう少し市のほうにお願いできないかという要望も来ております。

大きいスーパーが市内には五、六件ほどあります。そこで使えるのが半分ぐらいしかない、あと半分ぐらいは使えないというところがありますので、それも考えていただいて、そちらの大型のスーパーのほうにもお願いをするとかですね。もちろん、大きなスーパーの場合はレジPOSシステムになっていますから、この商品券を打ち込むには非常にややこしいだろうと思います。だから、そういうふうなところがあるのかなという気がしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、先ほどの全員協議会の中でも出ておりました換金のやり方を、もう少し時間を長く取っていただいて、そして、ある程度たまった段階で換金をしていただいてもいいんじゃないかなと。もちろん、週に2回、今、11月末までの場合は商工会議所に月曜日と木曜日に持ってくれば、翌日の火曜日と金曜日には口座には振り込まれていました。これはありがたいことではありますが、お店によっては1千円、2千円ぐらいしか集まらなかったとかというところもあるかも分かりませんが、できるだけ換金を全てすることができるようなことも、まだ今からあと3か月ほどございますので、少し担当課のほうで考えていただければかなと思っています。

ただ、国も何とかこの物価高騰の折、緊急の対策をしてくれたことには感謝申し上げます



し、それと、ふるさと納税を使つての市民の皆さんへの商品券配付には賛同したいと思ひます。これからも市長はじめ、担当課の皆さん、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第63号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よつて、議案第63号は提案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第47号

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第3. 議案第47号 鹿島市下水道事業審議会条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山口下水道課長。

○下水道課長（山口秀樹君）

それでは、議案第47号 鹿島市下水道事業審議会条例の制定について御説明いたします。議案書は1ページから、議案説明資料は1ページからでございます。

最初に、議案書1ページをお願いします。

議案第47号 鹿島市下水道事業審議会条例の制定でございますが、提案理由といたしまして、鹿島市下水道事業の健全経営と適正かつ効率的な運営を遂行するため、地方公営企業法第14条の規定に基づき、鹿島市下水道事業審議会を設置したいので、この案を提出するものでございます。

次に、議案説明資料のほうで制定内容を御説明申し上げます。

議案説明資料2ページをお開きください。

- 1、制定理由ですが、先ほど申し上げた提案理由と同じでございます。
- 2、現状及び課題でございます。

汚水に係る下水道事業は、受益者である使用者からの使用料で経費を賄い経営を行う独立採算制を取ることを原則としておりますが、令和4年度下水道事業会計決算では経費回収率が61.58%と低く、一般会計からの繰入金に依存している状況です。

今後、人口が減少する中で下水道使用料の収入は伸び悩む一方、汚水処理施設の改築を控えており、経営がさらに厳しくなることが推測され、使用料の適正化、汚水処理費の削減の向上が課題となります。

3、審議会の設置でございますが、公営企業会計への移行による財政状況の明確化や経営戦略の見直しなどにより、検討課題が整理できたため、専門的な見地や使用者の視点から広く意見を求める審議会を設置し、今後の経営方針や適正な使用料の料金体系等の審議を行うことが必要と考えております。

4、主な制定内容でございますが、最初に所掌事項として、審議会は、下水道事業の管理者の権限を行う市長の諮問に応じて、次の3点の事項において調査及び審議してもらいます。

1点目、下水道事業の経営に関することです。2点目、下水道使用料に関することです。3点目、先ほど申したもののほか、下水道事業の健全な運営に関することです。

以上が条例第2条になります。

次に、組織及び委員の任期でございます。

1点目、委員は15人以内で組織します。2点目、委員は次の者のうちから管理者が委嘱、または任命します。ア、学識経験を有する者、イ、民間団体の代表者、ウ、その他管理者が必要と認める者です。

次に、3点目、委員の任期は2年として、委員の再任は妨げないこととします。

以上が条例第3条及び第4条となります。

5、今後のスケジュールでございます。

今12月定例会に条例案を上程いたしまして、以下のスケジュールで進めてまいります。

令和6年2月に管理者から審議会へ諮問し、2月から8月にかけて審議会を4回程度開催、9月にパブリックコメントによる意見を募集します。11月には審議会から管理者へ答申を予定しているところです。

6、施行期日は公布の日としております。

議案書にお戻りください。

議案書の2ページをお開きください。

上程する鹿島市下水道事業審議会条例を掲載しております。

第1条は、審議会の設置について定めています。

第2条は、先ほど御説明した審議会の所掌事項を定めています。

第3条は審議会の組織について、第4条は委員の任期についてで、先ほど御説明した内容でございます。

第5条は、会長、副会長の職務について定めています。

第6条は、会議について定めています。

第7条は、諮問事項を議決した際の答申の時期について定めています。

第8条は、審議する過程で必要となった場合、関係者の出席について定めています。

第9条は、審議会の庶務は、下水道課で行うことを定めています。

第10条は、審議会の運営に関し必要な事項については、審議会に諮ることを定めるとして定めています。

次に、附則でございます。

1、施行期日は公布日から施行するものとしております。

2、鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改めるもので、鹿島市下水道事業審議会委員の報酬日額5千円を追記し、改正するものでございます。

なお、議案説明資料1ページにこの新旧対照表を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑ありませんか。12番伊東茂議員。

**○12番（伊東 茂君）**

委員会付託ということですが、多分これは総務建設環境委員会に付託されるんでしょう。私は文教のほうの所掌になりますので、質問をさせていただきます。

今回、この審議会を設置するという。今後のスケジュールから見ると、来年2月に管理者から審議会へ諮問と書いてあります。

この文章をずっと読んでいくと、回収率が非常に悪いと。経費の回収率が61.58%と低いということ。今後も下水道使用料の収入が低下していきだろろうというふうなことを書いてあります。

ということは、管理者がこの審議会に諮問するということは、値上げをお願いしたいという諮問と捉えてよろしいんでしょうか。お答えください。

**○議長（徳村博紀君）**

松尾市長。

**○市長（松尾勝利君）**

この下水道事業については、皆さん方にお諮りしながらずっと進めてきております。

課題等を先ほど説明させましたが、今の経営状況の在り方、それから、下水道使用料について、従来、今までの使用料をお頂きしている。

そういう中で、じゃ、これからどうするかということ。今おっしゃった値上げをということですけど、それを含めて、じゃ、これからの経営がちゃんと成り立つようにするにはどうしていったらいいかということが主眼でございますので、そういうことも含めて審議会のほうにお諮りをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今、市長から答弁をいただきましたが、私はこの議案について、以前、全協等でお話があったときにも市長に申出をしました。今までの鹿島市の下水道事業のやり方自体に間違いはなかったのか。人口減少を予測することもできなく、ただエリアを広げていったこと。そして、下水道のエリアを拡大したにもかかわらず、これの接続率が非常に悪い。こういうふうなこと全てにおいて、もう一度これは検証すべきだという意見を私は述べております。その辺りを市長、もしくは担当部長、どういうふうに考えているでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

鹿島市の下水道事業につきましては、平成6年ぐらいから進めてまいりました。今30年ほどたってまいりましたけれども、令和2年度にこれが特別会計から企業会計になって、この経営状態が見えてまいりました。

今回、エリア拡大の見直しとかも平成30年に一度、エリアの見直しを行ってしまして、下水道については縮小してきたという経緯もございます。

そういう形でもまだまだちょっと改善の余地があるということで、接続率も今おっしゃるとおり62%程度となっておりますけれども、これは日頃より接続に関しては地元のほうにも接続してくださいとお願いに回っていますが、家の改修とかも含んでまいりますので、なかなかできないという状況でもございます。

これも含めて、今後どうすればその接続率が上がっていくのかも検討しながら対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今、山浦部長からお話があったように、接続率60%ぐらいしかないんですね。これで経営が成り立つとは私も思っておりません。ただ、やはり数か月前、水道料の値上げに関することも出てきました。ということは、私はそのときから思っていました。下水道を使って

いるところは、水道料の使用料に比例しながら下水道の使用料が上がっていくと。多分下水道使用料も上がるんだろうなという気はしておりました。

ただ、今、先ほども言ったように、物価高騰の折に、厳しい家庭事情もある。そして、飲食店においてもコロナ前みたいに元に戻っているわけではない。水道料は上がる、下水道使用料は上がる、本当に二重苦、三重苦というふうになってきます。そこの辺りを私は物すごく気にするところなんです。だから、この審議会、しっかりとした議論をしていただきたい。

そういう中で、この審議会について質問をいたしますが、ここに書いてあります。委員は15人以内でとか、学識経験者、民間団体、その他管理者が必要と認める者、いつものやり方とよく似ているんですが、この中に市民公募というのが入っておりませんが、これについてはどうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山口下水道課長。

○下水道課長（山口秀樹君）

お答えいたします。

市民公募については、パブリックコメントにおいて市民の意見を広く求めたいと思っておりますので、こちらのパブリックコメントを11月予定で現在考えているところでございます。

それともう一つ、今ちょっと部長のほうの水洗化率、接続率については、73%が令和4年度時点ということで改めて申し上げます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

じゃ、市民公募はないということですね。パブリックコメントで。じゃ、その広報のほうを後からちょっと御答弁ください。

それともう一つ、この民間団体の代表者は、いいのかも分かりませんが、私は下水道の整備エリアから各地区1人ずつ出ていただきたい。そうじゃないと、下水道を扱っていないところの方がいろいろ言われても、ちょっとやっぱりどうかなと思います。

だから、それをお願いしたいと思いますが、2つのパブリックコメントの時期、広報の方法、それと、先ほどの下水道の整備エリアからの審議会委員の選出、これについてどうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山口下水道課長。

○下水道課長（山口秀樹君）

お答えいたします。

まず、パブリックコメントの方法につきましては、市報、市のホームページ、それと、考えているところは、回覧版などでパブリックコメントをいたしますのでというお知らせのほうは進めていきたいと思っているところです。

それと、もう一つございました、各地区から委員の選出ということでございますが、現在ちょっと検討をしているところでは、区長会のほうにお願いを申し上げて、下水道区域内と区域外からも区長さんのほうにお願いできないかとは考えているところでございます。

理由といたしましては、下水道の——今回、一般財源のほうも当然入っているところでございますので、そういった区域内、区域外からの意見もぜひお聞きしたいというところで考えているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

最後の質問にします。

今おっしゃったように、下水道の整備エリア、区域内、区域外から区長さんに出ていただく。これはいいことだなと思っておりますので、お願いをします。

私に言わせると、当事者の方たちが中に入っていないと、学識経験の方が幾ら言っても説得力ないです。地元のことをどれだけあなたは分かっているのとやっぱり言いたくなりますから。そこの辺りをお願いしたいと思います。

来年2月から審議会に諮問をして、2月から8月に審議会を開催して、パブリックコメントが9月、そして、1年後の来年11月に管理者へ答申ということになりますから、このままいけば令和7年度から値上げになる可能性は非常に大事だと考えております。

しっかりとした議論で、利用者の方たちが納得できるような内容でお答えをそのときはしていただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第47号は、会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託をいたします。

#### 日程第4 議案第48号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4．議案第48号 鹿島市空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。田代建設住宅課長。

**○建設住宅課長（田代 章君）**

それでは、議案第48号 鹿島市空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は4ページ、5ページ、議案説明資料につきましても4ページ、5ページでございます。

最初に、議案書4ページをお願いいたします。

提案理由は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

5ページは、条例の改め文でございます。御参照ください。

提案理由及び改正内容等につきましては、議案説明資料にて説明をいたします。

説明資料、5ページを御覧ください。

初めに改正理由ですが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月14日に公布され、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内に施行されるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容につきましては、空家等対策の促進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用している条文を整理するものでございます。

条例の施行期日は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日といたします。

参考といたしまして、法改正の概要を掲載いたしておりますので、後ほど御確認ください。

4ページは、新旧対照表でございます。

法の一部改正に伴い、第6条、第7条、第8条の引用条文を整理いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（徳村博紀君）**

ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳村博紀君）**

質疑はないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳村博紀君）**

討論を終わります。

採決します。議案第48号 鹿島市空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第49号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5 議案第49号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、議案第49号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は6ページから8ページまで、議案説明資料は6ページから9ページまででございます。

まず、議案書6ページをお願いいたします。

議案第49号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、提案するものでございます。

議案書7ページから8ページがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして、議案説明資料により御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議案説明資料の6ページから7ページまでは改正条例による新旧対照表となっておりますので、8ページのほうで御説明いたしますので、御準備のほうをお願いいたします。

まず、1項目め、改正理由でございますが、先ほども申し上げましたとおり、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布、令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関して所要の改正を行うものでございます。

次に、2項目め、地方自治法の改正に関する経緯について御説明いたします。

現在、地方自治体の会計年度任用職員は期末手当の支給対象となっておりますが、会計年度任用職員制度が創設された平成29年度当時、国の非常勤職員への勤勉手当の支給が定着していなかったことから、地方自治体における会計年度任用職員への勤勉手当の支給は見送られておりました。

その後、令和3年度までに国の非常勤職員に勤勉手当支給がされるようになったため、国



との均衡及び適正な処遇の確保の観点から、地方自治体の会計年度任用職員にも令和6年度から勤勉手当の支給を可能とする法改正が行われたものです。

次に、3項目め、改正の内容について説明いたします。

(1)の部分になります。本条例の改正に関する部分となりますが、会計年度任用職員に対して支給する手当に新たに勤勉手当を追加するものであります。

支給月数、期間率、支給方法の取扱いなどは、常勤職員の勤勉手当の支給と同様とするものでございます。

次に、(2)です。関係条例の一部改正についてとなります。

鹿島市職員の育児休業等に関する条例、鹿島市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、鹿島市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、こちら3本の条例につきましては、これらの規定の一部に、会計年度任用職員が勤勉手当の支給を受けないとする前提で規定されている部分がありましたので、本条例の附則において改正し、規定の整備をするものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

4項目め、施行期日につきましては、令和6年4月1日とするものでございます。

次に、この条例改正に関する影響について説明いたします。

支給対象となる会計年度任用職員につきましては、継続して6か月以上かつ週20時間以上勤務の者が期末・勤勉手当の支給対象とされており、勤勉手当の支給対象となる職員が約160人程度と見込んでおります。

また、この条例改正に伴いまして、年間支給総額では、新たに支給する勤勉手当のみの見込額として約40,000千円を見込んでおります。

以上に関しての新旧対照表につきましては、説明資料の6ページから7ページとなりますので御覧ください。

まず、6ページの第2条において、会計年度任用職員に勤勉手当を新たに支給するとしております。

4条から8条につきましては、関連する条文の整備をするものです。

また、7ページの附則第2条から附則第4条による改正として、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴う関連する3つの条例の規定の整備を行っております。

以上で議案第49号につきまして説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第49号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩をいたします。11時5分から再開いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

#### 日程第6 議案第50号～議案第53号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6. 議案第50号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第51号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第52号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、以上4議案の審議に入ります。

議案第50号から議案第53号までの議案について、当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、議案第50号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第53号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてまで、4議案を一括して説明いたします。

議案書は9ページから21ページまで、議案説明資料は10ページから22ページまででございます。

まず、議案書9ページをお願いいたします。

議案第50号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定でございますが、佐賀県職員の給与改定に準じまして職員の給与の改定を行うため、この案を提出するものでございます。

議案書10ページから15ページがその改正内容でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

議案第51号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、市長及び副市長の期末手当を改定するため、この案を提出するものでございます。

議案書17ページがその改正内容でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

議案第52号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、教育長の期末手当を改定するため、この案を提出するものでございます。

議案書19ページがその改正内容でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

議案第53号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議員の期末手当を改定するため、この案を提出するものでございます。

議案書21ページがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして、議案説明資料により御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

議案説明資料の10ページから18ページまでは、4つの条例の新旧対照表となっております。

19ページをお開きください。

議案第50号から第53号までの一括した説明資料となります。

鹿島市では平成27年度から、より地域の実情を反映するという点において、佐賀県人事委員会の勧告に準じ職員の給与を改定し、それとともに、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当を改定しているところであり、今回も同様に所要の改正を行うものでございます。

まず、1項目め、改正理由ですが、先ほども申し上げましたとおり、佐賀県職員の給与改定に準じて職員給与の改定並びに市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当を改定するものでございます。

次に、2項目め、令和5年佐賀県人事委員会給与勧告の概要について説明いたします。

最初に、(1)給与勧告の主なポイントでございます。

今回のポイントは、主に2点。若年層を重点的として、全階層の職員の月例給の引上げ、そして、期末・勤勉手当を引き上げるものでございます。

まず、月例給の引上げですが、民間給与と職員給与の較差が生じていることを踏まえ、若年層を重点的に、平均で3,745円の月例給を引き上げるものでございます。

次に、期末・勤勉手当につきましては、年間の支給月数をそれぞれ0.05月分、合わせて

0.1月分を引上げ、4.5月分とするものでございます。

次に、(2)の勧告の根拠となります県内の民間給与実態調査について、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間389事業所から無作為に148事業所を抽出し、調査がなされております。

その結果が(3)になりますが、月例給では、公民比較の対象となります行政職給料表適用職員の比較給与により較差を算出した結果が19ページの下表であり、民間給与が348,946円に対し、職員給与が345,201円で、較差として民間給与のほうが3,745円、率で1.08%上回っていたものでございます。

次に、20ページを御覧ください。

期末・勤勉手当につきましては、従来から国やほかの都道府県と同様に0.05月を単位として実施されております。

今回、民間の支給割合が4.50月、職員の支給が4.40月で、0.1月分の較差が生じており、この分を期末手当、勤勉手当に均等に配分を行うものでございます。

次に、勧告の実施時期でございますが、月例給を令和5年4月1日、期末手当、勤勉手当につきましては令和5年12月1日とするものでございます。

次に、3項目め、鹿島市の改正内容でございます。

最初に、(1)職員給与改定につきましては、今回の佐賀県人事委員会の給与勧告に基づきまして県職員の給与が改定されることから、本市職員についても県職員の給与に準じ改定いたしますものでございます。

①の給料表につきましては、高卒程度で12千円、大卒程度で11千円程度引き上げ、若年層に重点を置いた改定率となるよう引上げを行うものでございます。

次に、②の期末手当、勤勉手当の改定につきましては、20ページ後半部分の表にありますとおり、令和5年度の一般職の期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、この引上げ分を令和6年度の6月期、12月期で平準化し、期末手当を6月、12月期ともに1.225月分、勤勉手当を1.025月分とするものでございます。

また、定年前再任用職員につきましては、期末・勤勉手当合わせて0.05月分の引上げとなることから、令和5年12月期の支給については、期末手当を0.025月、勤勉手当を0.025月引上げとし、令和6年度につきましては、引上げ分を6月期、12月期で平準化するものでございます。

次に、21ページを御覧ください。

特別職の期末手当につきましては、国家公務員の指定職の賞与等を参酌しながらこれまで改定を行ってきたことから、今回も同様に0.1月引き上げるものでございます。

その内容として、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当については、21ページの表の右端、令和5年度12月期の期末手当、現行1.65月から0.1月引き上げ1.75月とし、令

和6年度以降は6月期と12月期の支給月数を平準化し、それぞれ1.7月とするものでございます。

次に、4項目め、施行期日でございますが、第1条による改正として、給料表の改定は令和5年4月1日、令和5年12月期の期末手当を引き上げる改正は、令和5年12月1日に遡及しての適用となります。

そして、第2条による改正として、令和6年度以降の6月期と12月期の期末勤勉手当を平準化する改正は、令和6年4月1日の施行となります。

次に、22ページを御覧ください。

今回の給与改定による今年度の人件費影響額の見込みについて御説明をいたします。

まず、一般職及び任期付職員、再任用職員の分でございますが、一般会計、特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計を合わせまして262人、改定があります給与Aの欄の一番右側の合計の列でございますが、10,816千円の増、期末手当Bの合計は6,420千円の増、勤勉手当Cの欄の合計5,943千円の増、共済費Dの欄の合計2,634千円の増となり、合計しますと25,813千円の増となります。

そして、AからDまでの合計25,813千円から共済費Dを差し引いた給料と期末手当と勤勉手当の合計を職員数262人で割りました実際の職員1人当たりの支給額は88千円の増となり、共済費を含んだ人件費全体では、職員1人当たり99千円の増ということになります。

また、その下の表になりますが、特別職で見ますと、三役と議会議員の期末手当aの欄の合計は859千円の増、共済費bの欄の合計は47千円の増で、合計しますと906千円の増となります。

これら一般職及び特別職の影響額の合計でございますが、総額で26,719千円の増を見込んでおります。

以上に関して、新旧対照表につきましては、説明資料の10ページから18ページとなります。

10ページから15ページの鹿島市職員給与条例の一部改正の新旧対照表のほうを御覧ください。

まず、10ページからとなりますが、第1条による改正で、給料表の改定及び令和5年度の期末・勤勉手当の月数、それと、15ページの第2条による改正で、令和6年度の期末・勤勉手当の月数の平準化について改正をしているものでございます。

そして、16ページから18ページの特別職等につきましても、それぞれ第1条による改正で令和5年度の期末手当の月数、第2条による改正で令和6年度以降の期末手当の月数を改正しているものでございます。

以上で議案第50号から議案第53号までの佐賀県人事委員会給与勧告に伴います4議案につきまして、一括での御説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

ます。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

4 議案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第52号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第53号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第54号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第7. 議案第54号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

#### ○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第54号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

説明は議案書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いいたします。

議案書は22ページから32ページ、議案説明資料は23ページから25ページとなります。

それでは、議案書22ページを御覧ください。

提案理由は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数を変更するため、この案を提出するものでございます。

続きまして、議案説明資料の24ページを御覧ください。

改正理由は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数を変更するため、所要の改正を行うものです。

経緯ですが、協議会は、国民健康保険法に基づき、国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換や調査、審議、市長への具申等を行うため設置しております。

協議会の委員の定数は、国民健康保険法施行令第3条第5項の規定により条例で定めると規定されており、同条第3項において、被保険者を代表する委員、保険医、または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員、各同数をもって組織するとされており、鹿島市においては、この3つの区分に応じ、各6人、合計18人と定めております。

この定数18人の内訳ですが、被保険者を代表する委員として、各区長会から1人を推薦いただき、6人、保険医、また、保険薬剤師を代表する委員として、医師、歯科医師、薬剤師から6人、公益を代表する委員として、鹿島市社会福祉協議会、鹿島市老人クラブ連合会等から6人、合計18人で協議会を構成しています。

各委員を選出していただく団体の中には、複数名の推薦をお願いしている団体もあることから、当該団体の負担軽減を図る必要があり、協議会でも意見を伺ってきたところでございます。

改正内容ですが、協議会の委員定数の変更については、被保険者数が同程度の近隣市町を参考に、各区分における委員定数を現行の6人から4人、合計12人に変更するものでございます。

施行期日は令和6年6月1日、次期の委員改選期から適用するようにはいたしております。

また、議案説明資料25ページ上段には、県内市町の委員定数等を掲載しておりますので御参照ください。

議案説明資料23ページは、今回の条例一部改正の新旧対照表となります。

以上で議案第54号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第54号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第54号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第62号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第8 議案第62号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第62号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

説明は議案書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いいたします。

議案書は1ページから4ページ、議案説明資料は1ページから5ページとなります。

それでは、議案書1ページを御覧ください。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、出産時における国民健康保険税の減額措置を行うため、この案を提出するものです。

続きまして、議案説明資料の4ページを御覧ください。

改正理由ですが、今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、地方税法の一部改正に係る部分が令和6年1月1日から施行されることに伴い、出産する予定、または出産した国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額の減額措置を行うため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、子育て世代の負担軽減のため、令和6年1月以降の期間に係る出産被保



険者の国民健康保険税の所得割額及び均等割額について、単胎の場合は出産月の前月から出産月の翌々月期までの4か月分、双子など多胎の場合は出産月の3か月前から出産の翌々月までの6か月間が減額の対象となります。

また、低所得世帯における軽減措置の対象世帯は、軽減後の均等割額について出産被保険者に係る減額を行います。

4ページ下段には、単胎の場合の所得割減額のイメージ図を載せています。単胎の所得割減額の場合は、課税される所得額の4か月分、約3.3割分を減額し、残りの6.7割分を賦課することになります。

5ページを御覧ください。

上段は均等割額のイメージとなります。一番右側の軽減なし世帯では、均等割額の4か月分、約3.3割を減額し、点線部分の残り約6.7割分を賦課いたします。

また、低所得軽減世帯については、例えば、2割軽減世帯を御覧いただきますと、2割軽減後の残り8割から4か月分、約2.7割を減額し、点線部分の残り約5.3割分を賦課いたします。

5割軽減世帯、7割軽減世帯についても同様に、低所得軽減の賦課額の4か月分となる3分の1相当を減額いたします。

施行期日は令和6年1月1日からとなります。

また、経過措置として、この条例による改正後の鹿島市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたします。

なお、議案説明資料5ページに参考として、減額分の公費負担割合と減額措置の例を載せておりますので、御参照ください。

議案説明資料1ページから3ページには新旧対照表を記載しております。

以上で議案第62号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第62号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第62号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明8日から10日までの3日間は休会とし、11日午前10時から総務建設環境委員会を開催いたします。12日は休会とし、次の会議は13日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時34分 散会